2023/7/25

「はむねっとアンケート2023～会計年度任用職員制度３年目に何が起きたのか！」の結果報告記者会見

3年公募で職を奪われた図書館司書から

私は埼玉県狭山市中央図書館のフルタイム会計年度任用職員でした。

図書館司書としてとして２２年働いてきました。しかし、２０２３年３月末で雇止めになりました。会計年度任用職員制度が導入され３年目。私の職場では、会計年度任用者全員分の人数枠が公募のふるいにかけられ、しかも1次試験の書類審査は、民間企業に丸投げされました。中央図書館には日中、会計年度任用職員が３０人以上働いていますが、これまでの実績や人事評価は全く考慮されず、3分の１強が書類だけで足切り……解雇されました。中にはフルタイムも3名いました。特にフルタイムの場合は、会計年度任用職員制度導入で、正職員と同じ退職手当給付対象になったことから、雇用保険から除外され失業給付の対象ではありません。

私は２２年前に臨時職員として採用され、２年後には週５日、１日当たり７時間１５分の契約になりました。パートの扱いですが、祝日のうち半分は出勤日に当たり、代休もないため、年間の出勤日数は正職員より１０日以上多くなります。週5日で、正職員よりも年間出勤日数が多くても手取り月14万円～15万円程度。年末はお休みが入るのでさらに月額収入は減っていました。3年前に会計年度任用職員制度が導入されるにあたって、働き方の実態からフルタイム雇用とすべきこと、あまりにも安い報酬の引き上げについて、組合と一緒に当局と何度も交渉して、ほぼ要求を通すことができました。その時は、これでやっと当たり前の条件で働けると思い、まさか3年後にこんなひどい雇止めが行われるとは夢にも思いませんでした。22年間情熱を傾け仕事に打ち込み、市民の方の信用・信頼も得てきたのにあまりにもひどい仕打ちです。

12月23日、総務省は、「客観的な能力の実証の一要素として、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能である」「公募は法律上必須ではないが～（省略）～望ましい」と、公募は必ずしも行わなくてよいと、あらためてマニュアル変更を各地方自治体に示す通知を発出しました。しかしその時には、私たちはすでに雇止め通知を受け取っていました。また、民間に1次試験の書類審査をゆだねることは、私たちにはまったく知らされませんでした。そして2次選考の面接は、民間でなく当局が行いましたので、落ちた人はいませんでした。自分たちの手は汚さず大量の解雇を行い、「民間にゆだねたのだから公平です」と言われました。制度導入以降、人事評価がされるようになりましたが、私は３年に渡り専門業務に関して最高評価を得ています。これが公平な選考なのでしょうか。組合の支援を得て、予備交渉を含め９時間の話し合いを持った中で、教育委員会は「試験に落ちたのだから雇止めには当たらない。違法性はない」と言っています。

もう1点許されないと思うのは、フルタイム会計年度任用職員には退職手当が支給されますが、この制度ができてからの期間だけです。退職手当が本来保証される失業給付に満たない場合は補填する制度があると聞き、ハローワークで確認しました。ハローワークの職員も今回のようなケースを扱ったことがなく、職員3人で対応してくれました。私は17年以上雇用保険に加入していて、会計年度任用職員になって雇用保険の適用除外の3年を加えると20年を超えます。そうすると、240日分の失業給付の対象になるかもしれないと、ハローワークの職員に言われました。ところが、退職手当事務を行う埼玉県市町村総合事務組合の退職手当事業では、補填するのは雇用保険から除外されて1年以内に退職した場合で、なおかつ退職手当が失業給付の額を下回る場合のみというのです。退職手当はフルタイム会計年度任用職員になるまで掛けていた失業給付を受け取る場合の半分も支給されません。

公務員がほとんどの労働法から除外されているのは、国や自治体は労働法違反をしないという性善説が前提になっているからだと思います。1年ごとの任用でしかも当局のやり方次第でいつでも任用を打ち切られる非正規が、正規と同様に労働関係法から除外されていることは、筋が通りません。

私は昨年１２月５日に郵送で雇止めを知らされてからおよそ４ケ月、多くの仕事をかかえながら４月からの生活不安にさらされ精神的に追い詰められました。眠れなくなり食欲も落ちてしまったため産業医の診断を受けたところ、仕事を休むべきだと言われましたが、狭山市の会計年度任用職員は病休は無給であり、休めば給料はでません。そしてなにより、学校の出前授業や家庭教育学級の講師など市民向けの事業を多く担当していたため、投げ出してしまうわけにはいきませんでした。

労働法やセーフティーネットの狭間で、一番矛盾を抱えているのが自治体非正規職員であり、会計年度任用職員制度だと、改めて実感しました。あまりも理不尽な制度です。

４月になり図書館では館長、副館長、起案をあげた主査など今回の選考に関わった方は全員、他の部署に異動になりました。新しく配属された正規職員の方は全員図書館未経験です。夜間勤務の会計年度任用職員を含むと、正規・非正規含め５０人近くいる図書館員のうち40％が入れ替わりました。現場も疲弊・混乱していますが、立場の弱い非正規は声をあげることはできません。それは、１年ごとの任用のため、常に雇用不安にさらされているからです。

図書館は社会教育機関です。郷土史や行政文書の保存、学校や生涯学習の支援など、市民の知る権利、学ぶ権利を支える大切な場所です。それを支える専門職としての司書の責任は重く、経験と専門知識が必須です。私は児童担当司書として、子どもたちの読書状況が劇的に変化していることを現場の皮膚感覚で感じていました。そして家庭読書の重要性を専門的立場から発信しようと、家庭教育学級という形で動き出したところでした。私は私たちに代わって新しく採用された方々と手を取りあって、培った経験を継承していきたいと考えているのです。

自治労連やはむねっとの支援をうけて、現在は復職のための交渉を継続しています。６月には市民の会も発足し、署名活動も開始されました。今回のことで、ほとんどの方がこの会計年度任用職員制度というものを全く知らないという現実に突き当たりました。この問題は狭山市だけの問題ではなく、全国でたくさんの専門職の経験と専門性が蔑ろされ、市民サービスの低下を招いていると気づきました。フルタイム司書の選考を民間に丸投げにし、多くの雇止めを行った狭山市の教育委員会はその象徴ではないかと感じています。

国が作ったこの非人間的な制度を多くの方に知ってもらい、少しでも賛同していただける方を増やしていきたいと思っています。